

仕 様 書

1 物品名 大気公害パトロール車

2 物品等内訳及び数量

普通乗用車(ステーションワゴン)かつ次世代自動車(ハイブリッド) 1台

なお、上記車両本体には以下の付属品等が付くものとする。

(1) 夏タイヤ(アルミホイール付タイヤ)	4組
(2) スタッドレスタイヤ(アルミホイール付タイヤ)	4組
(3) LED ヘッドライト	1式
(4) LED フォグライト	1式
(5) スペアタイヤ	1本
(6) フロアマット	1式
(7) スノーブレード	1式
(8) サイドバイザー	1式
(9) ナビゲーションシステム(バックカメラ付、テレビ機能なし)	1台
(10) 歩行者等検知・衝突回避支援ブレーキ機能	1式
(11) ドライブレコーダー(前後の状況を記録できるもの)	1式
(12) アクセサリーコンセント(3か所、計1500W)	1式
(13) 標準工具	1式

3 納入機種 車両本体は、(1)または同等品とする。

※同等品で見積もる場合は、事前にカタログ等の同等品の詳細について説明した書面を担当課に提出し、確認すること。

(1) トヨタ自動車株式会社製

アルファード HYBRID X 6AA-AYH30W-PRXGB 型 8人乗り 寒冷地仕様
色：スティールブロンドメタリック
令和2年式以降

車両本体において、同等品の場合は以下の条件を満たすこととする。

ア 車両の全長が5,300mm以下かつ全幅が2,000mm以下かつ全高が2,200mm以下であること。

イ シートは3列から構成され、乗車定員が7人以上であること。また、3列目のシートは跳ね上げや収納等を行うことが可能であり、その場所に荷物が

積載できること。

ウ 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車(平成 21 年排出ガス適合、かつ平成 27 年度燃費基準を達成している自動車)のうちのいずれかの次世代自動車であること。

エ 駆動方式が 4 輪駆動方式(電気式のものを含む)であること。

オ 寒冷地仕様であること。

カ 令和 2 年式以降の車であること。

4 納入期限等

(1) 納入期限

令和 2 年 10 月 1 日(木)

(2) 納入場所

札幌市北区北 14 条西 3 丁目 1-1

札幌市環境対策課車庫

(3) その他留意事項

納入期限に間に合わない場合は代替車を用意し、その費用は受注者が負担すること。代替車の車種等については、札幌市と受注者の間で別途協議を行うこととする。

5 検査場所

納入場所に同じ

6 リース期間

令和 2 年 10 月 1 日(木) から令和 7 年 9 月 30 日(月)(60 ヶ月)

ただし、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することがある。

また、受注者は札幌市と、借受期間満了後における借受物品の処分について、必ず協議するものとする。

7 加入保険について

当該車両の自動車損害賠償責任保険に加入すること。

8 任意保険の加入等について

任意保険には必ず加入すること。条件は以下のとおりとする。

- (1) 対人保険 無制限
- (2) 対物保険 無制限（免責額なし）
- (3) 人身傷害 1名につき 3,000 万円
- (4) 車両保険 時価（免責額なし）
- (5) 代車特約
- (6) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。

9 メンテナンス等

- (1) J A F に加入すること。又は次のロードサービスについて同等のサービスを提供すること。
 - ア バッテリー上がり時の応急始動作業
 - イ パンク時のスペアタイヤへの交換作業
 - ウ キー閉じこみ時のドア解放作業
 - エ 燃料切れ時の給油作業
 - オ 側溝等落輪時の引き上げ作業
 - カ 故障、事故時等のけん引作業（15km まで）
- (2) 定期点検及び修理は、確実に行い、エンジンオイル等は十分補充すること。
- (3) 自然消耗または故障等の修理については、札幌市の指示に従い常に良好な状態を保つようにする。
- (4) 定期点検及び修理の期間中は、同等の代替車を用意すること。
- (5) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、受注者の責任において行うこと。
- (6) スタッドレスタイヤの使用限度は 2 年とする。
- (7) 夏タイヤの使用限度は 3 年とする。
- (8) 夏タイヤ・スタッドレスタイヤは、装着していない時期の保管は受注者にて行うこと。タイヤ交換は受注者側にて行うこと。
- (9) 定期点検、修理及びタイヤ交換等を行った際は、その結果を書面で札幌市に報告すること。

10 費用負担

- (1) 札幌市の負担する費用は、車両維持管理に要する経費のうち、燃料費、ウィンドウォッシャー液、洗車費とすること。
- (2) 受注者の負担する費用は、車両維持管理に要する経費のうち、札幌市の負担する経費以外のものとする。
- (3) 経費について疑義が生じた場合、札幌市と協議するものとする。

11 その他

- (1) 本市の指定する場所に使用可能な状態で納品すること。
- (2) 物品納品時については環境負荷の低減に努めること。
 - ア 運搬時のアイドリングストップの徹底、ふんわりアクセルの実施、必要のない荷物を降ろすなど、エコドライブの推進や騒音の低減に努めること。
 - イ 納入報告書を作成する場合、最新の札幌市グリーン購入ガイドラインに基づく紙を使用すること。また、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とすること。
- (3) 受注者は、本機器納入に際し、日程等について事前に担当者と協議すること。
また、疑義のある事項は、担当者と必ず協議を行うこと。
- (4) 契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明を求めることがあります。その場合、出荷証明書が提出可能であることが契約（発注）の条件となります。

12 連絡先

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 12 階

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課 吉村

TEL: 011-211-2882 FAX: 011-218-5108